

# 令和5年9月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 令和5年9月定例教育委員会提出案件

(令和5年9月22日提出)

(報告事項)

|   |   |                             |      |
|---|---|-----------------------------|------|
| 報 | 告 | 中津市学校給食提供支援補助金交付要綱の一部改正について | P 1  |
| 報 | 告 | 令和5年第3回定例市議会一般質問について        | P 11 |

中津市学校給食提供支援補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年9月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

# 中津市学校給食提供支援補助金交付要綱の一部改正の概要

## 1. 改正の理由

今般の物価高騰の影響を大きく受けている多子世帯への支援として、3歳から15歳までの子どもを対象範囲とし、第2子以降について無償とするため、第2子以降の給食費について、学校給食運営審議会に補助金を交付するもの。

## 2. 内容

市内の小・中学校、幼稚園に通学・通園する3歳から15歳までの中学生以下の子どもの中で、2番目以降の子に係る給食費について無償とするもの。

## 3. 施行期日

令和5年8月25日

|                         |
|-------------------------|
| 教育委員会体育・給食課<br>(内線 361) |
|-------------------------|

## 中津市学校給食提供支援補助金交付要綱

### (交付の目的)

#### 第1条 略

第2条 この補助金は、物価高騰対策として実施する学校給食提供支援事業（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食費に相当する額を別表に規定する補助事業者が負担する事業をいう。以下「補助事業」という。）に要する経費を市が補助することにより、保護者の負担軽減等を図ることを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 市長は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う補助事業に対しては、この補助金の交付の対象としない。

3 補助対象経費及び補助金の額は、補助事業者の区分に応じ、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 規則第6条の規定による決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

### (交付の決定の変更)

第6条 前条の規定により補助金の交付を決定する旨の通知を受けた補助事業者は、その内容に変更が生じた場合は、速やかに補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、補助金の変更の可否を決定し、補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により当該変更申請を行った補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第11条に規定する実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、補助金精算(概算)払請求書(様式第7号)により市長に補助金を請求するものとする。

2・3 略

第10条～第12条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した補助事業における第7条から第11条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

|   | 補助事業者                                    | 補助対象経費  | 補助金の額  |
|---|--|---|--|
| 1 | 中津市学校給食運営審議会                             | 申請年度中に実施した補助事業（学校給食の食材の調達に限る。）に要した経費（他の補助金等（2の項に該当するものを除く。）の補助対象となるものを除く。）              | 補助対象経費の10分の10に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）  |
| 2 | 中津市学校給食運営審議会及びこれに加盟していない学校等で、市長が相当と認めるもの | 申請年度中に児童等（そのうち最年長者である者を除く。以下「2人目以降の児童等」という。）が学校等で提供を受ける給食に対する補助事業に要した経費（1の項に該当するものを除く。） | 次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限に、市長が定める額<br>(1) 中津市立幼稚園、中津市立小学校、中津市立中学校 補助対象経費の10分の10に相当する額<br>(2) 前号以外の学校等 2人目以降の児童等1人につき、次のアからエまで掲げる学校の区分に応じ、当該アからエまでに定める額<br>ア 幼稚園 月額4,200円<br>イ 小学校 月額4,400円<br>ウ 中学校 月額4,900円<br>エ その他の学校等 アからウまでに準じ、市長が定める額 |

備考

- 1 「申請年度」とは、補助金の交付の申請をした日の属する年度をいう。
- 2 「学校等」とは、中津市立幼稚園、中津市立小学校及び中津市立中学校並びに市長が補助金を交付することが相当と認めるその他の学校をいう。
- 3 「児童等」とは、本市の住民基本台帳に記録され、同一世帯に属する児童又は生徒（申請年度の4月1日において年齢が満4歳から満14歳までのものに限る。）のうち、学校等に在籍するもの又は本市以外の住民基本台帳に記録され、学校等に在籍している児童又は生徒のうち、市長が補助金を交付することが相当と認めるものをいう。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
  - (1) 生活保護費の受給者（幼稚園に在籍する園児を除く。）、就学援助費の受給者であること。
  - (2) 他に学校給食費に係る補助（幼稚園に在籍する園児に係る副食費の援助を除く。）を受けていること。

新旧対照表

○中津市学校給食提供支援補助金交付要綱

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、物価高騰対策として<u>実施する学校給食提供支援事業</u>（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食費に相当する額を別表に規定する補助事業者が負担する事業をいう。以下「補助事業」という。）に要する経費を市が補助することにより、保護者の負担軽減等を図ることを目的とする。</p>  | <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、物価高騰対策として<u>学校給食提供支援事業</u> _____（以下「補助事業」という。）に要する経費を市が補助することにより、保護者の負担軽減等を図ることを目的とする。</p>  |
| <p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第3条 市長は、<u>補助事業者が</u> _____補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。 _____）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う補助事業に対しては、この補助金の交付の対象としない。</p> <p>3 補助対象経費及び補助金の額は、補助事業者の区分に応じ、別表のとおりとする。</p> | <p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第3条 市長は、<u>補助事業を実施する学校給食運営審議会</u>（以下「補助事業者」という。）が当該補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。 <u>以下同じ。</u>）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う補助事業に対しては、この補助金の交付の対象としない。</p> <p>3 補助対象経費及び補助金の額は別表に定めるところによる。</p> |
| <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に<u>提出して行う</u>ものとする。</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 規則第6条の規定による決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>(交付の決定の変更)</p> <p>第6条 前条の規定により補助金の交付を決定する旨の通知を受けた補助事</p>  | <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に<u>提出する</u> _____ものとする。</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 規則第4条第1項の _____決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>(新設)</p>   |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>業者は、その内容に変更が生じた場合は、速やかに補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p>  |   |
| <p>2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、補助金の変更の可否を決定し、補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により当該変更申請を行った補助事業者に通知するものとする。</p> |   |
| <p>（実績報告）</p>   | <p>（実績報告）</p>   |
| <p>第7条 規則第11条に規定する実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p>   | <p>第6条 規則第11条に規定する実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> |
| <p>（補助金の額の確定）</p>   | <p>（補助金の額の確定）</p>   |
| <p>第8条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。</p>                          | <p>第7条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。</p>                        |
| <p>（補助金の請求）</p>   | <p>（補助金の請求）</p>   |
| <p>第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求するものとする。</p>                   | <p>第8条 補助事業者は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第5号）により市長に補助金を請求するものとする。</p>                 |
| <p>2・3 略</p>  | <p>2・3 略</p>  |
| <p>第10条～第12条 略</p>  | <p>第9条～第11条 略</p>   |
| <p>附 則</p>  | <p>附 則</p>  |
| <p>（施行期日）</p>   | <p>（施行期日）</p>   |
| <p>1 略</p>  | <p>1 略</p>  |
| <p>（この要綱の失効）</p>  | <p>（この要綱の失効）</p>  |
| <p>2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した補助事業における第7条から第11条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>           | <p>2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した____事業における第6条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>       |

| 改正後           |  |   | 改正前  |  |
|---------------|--|---|--|--|
| 別表（第2条、第3条関係） |  |   | 別表（第3条関係）  |  |
|               | 補助事業者                                    | 補助対象経費  | 補助金の額  |  |
| 1             | 中津市学校給食運営審議会                             | 申請年度中に実施した補助事業（学校給食の食材の調達に限る。）に要した経費（他の補助金等（2の項に該当するものを除く。）の補助対象となるものを除く。）                | 補助対象経費の10分の10に相当する額  | 申請年度中に実施した学校給食の食材の調達に要した経費のうち、本来保護者が負担することとなっている学校給食費に相当する額を補助事業者が負担した場合に要した経費（他の補助金等の補助対象となるものを除く。） |
| 2             | 中津市学校給食運営審議会及びこれに加盟していない学校等で、市長が相当と認めるもの | 申請年度中に児童等（そのうち最年長者である者を除く。以下「2人目以降の児童等」という。）が学校等で提供を受けている給食に対する補助事業に要した経費（1の項に該当するものを除く。） | 次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限に、市長が定める額<br>(1) 中津市立幼稚園、中津市立小学校、中津市立中学校 補助対象経費の10分の10に相当する額<br>(2) 前号以外の学校等<br>2人目以降の児童等1人につき、次のアからエまで掲げる学校の区分に応じ、当該アからエまでに定める額<br>ア 幼稚園 月額4,200円<br>イ 小学校 月額4,400円<br>ウ 中学校 月額4,900円 | 補助対象経費の10分の10に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）  |

| 改正後   |  |  |  | 改正前 |
|---|--|--|--|-----|
|   |  |  | 円<br>エ その他の学校等 ア<br>からウまでに準じ、市<br>長が定める額 |     |
| 備考  |  |  |  |     |
| 1 「申請年度」とは、補助金の交付の申請をした日の属する年度をいう。  |  |  |  |     |
| 2 「学校等」とは、中津市立幼稚園、中津市立小学校及び中津市立中学校並びに市長が補助金を交付することが相当と認めるその他の学校をいう。   |  |  |  |     |
| 3 「児童等」とは、本市の住民基本台帳に記録され、同一世帯に属する児童又は生徒（申請年度の4月1日において年齢が満4歳から満14歳までのものに限る。）のうち、学校等に在籍するもの又は本市以外の住民基本台帳に記録され、学校等に在籍している児童又は生徒のうち、市長が補助金を交付することが相当と認めるものをいう。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 |  |  |  |     |
| (1) 生活保護費の受給者（幼稚園に在籍する園児を除く。）、就学援助費の受給者であること。   |  |  |  |     |
| (2) 他に学校給食費に係る補助（幼稚園に在籍する園児に係る副食費の援助を除く。）を受けていること。  |  |  |  |     |

令和5年第3回定例市議会一般質問について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年9月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

令和5年第3回定例会 一般質問通告書

| 順位 | 議席 | 氏名     | 質問の要旨   | 答 者                |
|----|----|--------|---|--------------------|
| 1  | 5番 | 川内 八千代 | <p><b>1. 安心・安全の子育てのために</b></p> <p>①学校給食費は全員無料に<br/>②学校給食の食材は地産地消をめざすべき<br/>③自校方式への切り換えを<br/>④18才までの子どもの医療費助成、無料化を</p> <p><b>2. 地球温暖化から沸騰化の今、高齢者、障がい者、低所得者への配慮</b></p> <p>①災害級の酷暑での休憩所設置<br/>②エアコン設置と電気代補助を</p> <p><b>3. 国民健康保険証、後期高齢者医療証発行を続けるべき</b></p> <p><b>4. 豪雨災害からの復活、復旧のために農業被害、水路整備、修理、復旧は公費でやるべき</b></p>   | 市 教 育 長<br>教 育 係 長 |
| 2  | 1番 | 恒賀 慎太郎 | <p><b>1. 農地造成</b></p> <p>①転用手続きの制限について<br/>・田から畑へ変更の為に造成する際の手続の要件、手続の簡素化は<br/>②中津市土砂条例について（要件の緩和について）</p> <p><b>2. 害獣対策（農業被害について）</b></p> <p>①旧中津市内の害獣対策について<br/>・アナグマ、タヌキ等による農業被害について担当課は現状を把握しているか<br/>・イノシシ、シカと同様に駆除対象に入っているか<br/>・現状の対応は</p> <p><b>3. 漁業振興</b></p> <p>①今津沖藻場造成事業の現状と成果</p>  | 市 長<br>関 係 者       |
| 3  | 6番 | 三上 英範  | <p><b>1. 豪雨災害の復旧を速やかに実現して、安心して暮らし続ける中山間地域にするために（分担金はなしに）</b></p> <p>①7月10日豪雨災害被害状況<br/>②被災者が復旧を断念しないために<br/>③復旧を速やかに実現するための課題は（県・国との連携）<br/>④度重なる災害の防止策は<br/>⑤農業・林業を市の基幹産業に</p> <p><b>2. 市民税の課税状況と暮らし満足の課題</b></p> <p>①市民税の課税状況<br/>②旧市町村別の非課税世帯数<br/>③所得別課税状況と国民年金（老齢基礎年金）の受給状況<br/>④「暮らし満足No. 1」のための課題</p> <p><b>3. 重ねてごみ袋は無料に</b></p> <p>①中津市ごみ減量計画と令和4年度の実績<br/>②製造販売委託契約の内容<br/>③広域処理計画との関わりは</p> <p><b>4. 健康保険証廃止はやめるべきと考えるが</b></p> <p>①マイナンバーカード普及の現状と課題<br/>②マイナ保険証普及によるマイナンバーカードの取得の強制はしないように</p> <p><b>5. 市政懸案事項の現状と課題</b></p> <p>①補助金不正受給事件<br/>②住宅関連3貸付金</p> | 市 教 育 長<br>教 育 係 長 |

令和5年第3回定例会 一般質問通告書

| 順位 | 議席  | 氏名     | 質問の要旨   | 答 弁 者            |
|----|-----|--------|---|------------------|
| 4  | 12番 | 須賀 要子  | <p>1. 「ごみ」課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一般ごみと資源ごみの推移と課題</li> <li>②有料化・料金改定後の不法投棄</li> <li>③料金改定による事業系ごみの増減と分別</li> <li>④災害ごみの再生利用</li> <li>⑤高齢者ごみ出し支援</li> </ul> <p>2. 婚姻の多様性やひとり親支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①外国人の相談の現状と対応</li> <li>②ひとり親の市営住宅への優先入居支援</li> <li>③パートナーシップ制度の導入</li> </ul> <p>3 元気に長生きできる中津市に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者の健康状態</li> <li>②高齢者の就労率の変化と向上にむけて</li> <li>③公共施設などの利用割引</li> <li>④高齢者チケットの配布</li> <li>⑤高齢者移動支援</li> </ul>   | 市 長<br>関 係 者     |
| 5  | 13番 | 木佐貫 佳子 | <p>1. どの人もくらしやすい中津市をめざして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ストーマ装具を使用している人の数</li> <li>②オストメイト対応トイレの数</li> <li>③今後の新設、改修の予定について</li> <li>④改修後の検証について</li> <li>⑤日常生活用具給付の基準額の見直しは</li> <li>⑥オストメイト対応トイレの場所がすぐに検索できるホームページに</li> </ul> <p>2. 一人ひとりの子どもが大切にされ、安心してすごせる教育環境をめざして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①授業時間ではない時に支援や見守りが必要な子ども達について</li> <li>②校舎内で突発的なトラブルが起きた時の連絡方法について</li> <li>③体育館のエアコン設置について</li> </ul> <p>3. 中山間地域における安心、安全な通学について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サイクリングロードの復旧の予定は</li> <li>②復旧するまでの通学方法</li> <li>③山移地区へのスクールバス導入について</li> <li>④バス通学をしている小中学生の数、保護者の負担額について</li> </ul> | 市 長<br>教 育 関 係 者 |
| 6  | 10番 | 大塚 正俊  | <p>1. 7月豪雨災害を踏まえた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①道路冠水、家屋浸水被害対策</li> <li>②トイレ等の排水機能停止対策</li> <li>③避難所のあり方</li> <li>④被災者相談窓口の一本化</li> </ul> <p>2. 街なか居住の促進に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①立地適正化計画の居住誘導区域内の空家、空地の現状</li> <li>②居住誘導区域への誘導策</li> </ul> <p>3. 新型コロナ感染者数状況の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①現在の感染状況と過去のデータとの比較方法</li> <li>②中津市独自の感染者数の把握と公表</li> </ul> <p>4. フッ化物洗口の安全確保に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①1学期末のフッ化物洗口中止の経過</li> <li>②今後の対応策</li> </ul>  | 市 長<br>教 育 関 係 者 |

令和5年第3回定例会 一般質問通告書

| 順位 | 議席  | 氏名     | 質問の要旨   | 答 者                    |
|----|-----|--------|---|------------------------|
| 7  | 4番  | 荒木 ひろ子 | <p>1. 国民健康保険に関する市の責任<br/>①保険証の発行に係る市の責任と国の方針<br/>②国民皆保険の精神</p> <p>2. クリーンプラザCO2削減方針と市民生活<br/>①クリーンプラザ改築に伴う市民生活への影響</p> <p>3. 核兵器廃絶の市の考えと行動<br/>①新しいとりくみ</p> <p>4. 学校給食費の来年度の無料方針は<br/>①全員の無償化<br/>②給食内容の充実</p> <p>5. 地域交通の充実で市民生活の改善を<br/>①路線バス、コミュニティバス、プラス市民要望に応える外出支援</p> <p>6. 奥塚市長任期中の元職員による補助金使い込みの解決の決意と市民への責任</p>   | 市 長<br>教 育<br>関 係<br>者 |
| 8  | 11番 | 千木良 孝之 | <p>1. 環境整備について<br/>①ごみ分別状況とごみ削減状況<br/>②ごみのポイ捨て<br/>③空き家の現状<br/>④空き家に対する市民の苦情件数、対策件数<br/>⑤空き家対策の今後の取り組み、利活用</p> <p>2. 人にやさしいまちづくりについて<br/>①補聴器購入費助成<br/>②自転車用ヘルメット助成</p>   | 市 長<br>関 係<br>者        |
| 9  | 2番  | 奥村 一義  | <p>1. 第一次産業振興・6次産業化について<br/>①農業の振興策として、ファーマーズスクールの設置に対する取り組み状況は<br/>②林業の振興策として、再造林を含めた森林整備の状況は<br/>③水産業の振興策として、ひがた美人の生産及び販売状況は<br/>④なかつ6次産業への具体的取組状況について</p> <p>2. 山国川上下流域を結ぶ観光振興について<br/>①観光の振興策として宿泊者数や観光客を増やすために取っている具体的施策は</p> <p>3. まちのにぎわいづくりについて<br/>①地域資源を生かしたにぎわいづくりの指標としてホームページのビュー数を上げているが、どのような工夫をしてどのような成果につながっているか<br/>②街並み景観整備事業の具体的内容と活動の成果は</p> <p>4. 文化・スポーツの振興について<br/>①スポーツの振興についてイベントへの市民の参加者数、大会への出場者数、施設利用者数を増やすために行っている施策とその成果は<br/>②文化芸術活動の推進状況は<br/>③歴史と文化の伝承活動についてどのような活動をしていてどのような成果が出ているのか</p> | 市 長<br>教 育<br>関 係<br>者 |
| 10 | 19番 | 相良 亜寿香 | <p>1. ごみ有料化の問題について<br/>①有料化の前後の収集量の変化について<br/>②リサイクルごみについて<br/>③ごみ収集日の啓発について</p> <p>2. ケーブルテレビの今後の対策について<br/>①ケーブルテレビがスタートしてからの加入者の推移について<br/>②ケーブルテレビの運営について</p>   | 市 長<br>関 係<br>者        |

令和5年第3回定例会 一般質問通告書

| 順位 | 議席  | 氏名     | 質問の要旨   | 答 弁 者          |
|----|-----|--------|---|----------------|
| 11 | 20番 | 小住 利子  | <p>1. <b>視覚障がい者のための環境づくり</b><br/>           ①視覚障がい者の情報取得方法の現状（通知の封書や通知書なども含む）<br/>           ②「音声コード」の必要性と利用促進の考えは</p> <p>2. <b>「防げるがん」への対策</b><br/>           ①子宮頸がんの現状は<br/>           ②HPVワクチン接種の推移とがん検診の受診率状況は<br/>           ③令和4年度のキャッチアップ接種対象者数と接種率は<br/>           ④キャッチアップ期間終了前の接種の周知方法は<br/>           ⑤男性がHPVワクチンを接種することへの効果と期待は<br/>           ⑥HPV感染の検査キットへの理解と期待は</p> <p>3. <b>安心できる子育て環境の整備</b><br/>           ①伴走型相談支援の取り組みの現状は<br/>           ②産後ケア事業の令和4年度の実態は<br/>           ③産後ドゥーラの必要性について<br/>           ④産後のママを元気にするための今後の取り組みについて<br/>           ⑤「こども誰でも通園制度」についての考えは</p>        | 市 長 者<br>関 係 者 |
| 12 | 22番 | 山影 智一  | <p>1. <b>東九州新幹線の実現</b><br/>           2. <b>災害に強いまちづくりについて</b><br/>           3. <b>スマート農業・林業・漁業の推進と定住について</b><br/>           4. <b>自治体DXと市民サービスの向上</b></p>   | 市 長 者<br>関 係 者 |
| 13 | 23番 | 木ノ下 素信 | <p>1. <b>住民型有償サービスを利用する人の支援について</b><br/>           ①市として住民型有償サービス団体をどう認識しているのか<br/>           ②市の関係部局との窓口の役目<br/>           ③保険外サービスが必要な人への支援</p> <p>2. <b>認知症への取り組みについて</b><br/>           ①第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉の進捗状況<br/>           ②各事業の成果と課題<br/>           ③認知症に関する条例制定に向けて</p> <p>3. <b>要望書の対応について</b><br/>           ①現状の処理状況を具体的に<br/>           ②要望書の有効期限<br/>           ③書面での回答</p> <p>4. <b>最低賃金引き上げに伴う対応について</b><br/>           ①中小事業者への支援<br/>           ②市発注業務への対応</p>  | 市 長 者<br>関 係 者 |
| 14 | 24番 | 本田 哲也  | <p>1. <b>豪雨災害対策（水産環境）について</b><br/>           ①海域への被災と対応状況は<br/>           ・干潟域への対応<br/>           ・航路、沖合ゴミへの対応<br/>           ②水産物の流通対策は<br/>           ③沖合のゴミ対策は</p> <p>2. <b>中津日田高規格道の開通で旧下毛の活性化を</b><br/>           ①中津日田高規格道路の整備進捗状況は<br/>           ②青の洞門・羅漢寺インターチェンジ周辺の観光施設整備は<br/>           ③玖珠町・小国町との連携（不滅の福澤プロジェクト・道の駅童話の里くす）<br/>           ④やまくにへの対応は</p> <p>3. <b>福澤先生のモニュメントを「道の駅なかつ」に</b><br/>           ①道の駅の開設目的、利用状況は<br/>           ②不滅の福澤プロジェクトで設置を</p> <p>4. <b>サイクリングで元気なまちづくり</b><br/>           ①サイクリングロードの被災状況と対応<br/>           ②ターミナルの活用方針は<br/>           ③「かわまちづくり」との連携は</p> | 市 長 者<br>関 係 者 |

令和5年第3回定例会 一般質問通告書

| 順位 | 議席  | 氏名    | 質問の要旨   | 答 弁 者            |
|----|-----|-------|---|------------------|
| 15 | 3番  | 瀧野 真己 | <p>1. 令和5年7月の豪雨災害について</p> <p>①令和5年7月の豪雨災害の地域ごとの被害状況</p> <p>②護岸工事・内水排出ポンプ等、ハード・ソフト面の前回（平成24年7月の豪雨災害）から改善した点</p> <p>③今後の復旧の見通し（改善点、優先順位を含めて）</p> <p>④被災した時のマニュアルの作成と周知を</p> <p>⑤被災された方の仮設住宅の戸数の確保や設備の充実を</p>  | 市 長<br>関 係 者     |
| 16 | 7番  | 古江 信一 | <p>1. 観光振興について</p> <p>①これまで連携した自治体との現状と今後の対策</p> <p>②サイクリングロードの早期復旧とPR</p> <p>2. 防災・減災対策について</p> <p>①自主防災組織の強化</p> <p>②道路冠水注意マップの作成</p> <p>③防災ラジオの増強</p> <p>④山国川流域自治体との連携協定</p> <p>⑤自分自身の命を守るために</p>  | 市 長<br>教 育 関 係 者 |
| 17 | 15番 | 大内 直樹 | <p>1. 頻発する豪雨災害等での対応、対策について</p> <p>①冠水道路の把握、対策、周知活動について</p> <p>②災害時の被災者対応について</p> <p>③ケーブルテレビや携帯電話が使えない不測の事態での避難について</p> <p>④青の洞門周辺の浸水対策について</p> <p>⑤ダイハツ九州アリーナを避難所として使えない期間の対応について</p> <p>2. 市民に分かりやすいDX化を</p> <p>①スマホでツーホーとFixMyStreetの違い、使いやすさ</p> <p>②中津市公共不動産MAPについて</p>  | 市 長<br>教 育 関 係 者 |
| 18 | 9番  | 角 祥 臣 | <p>1. 災害時の避難所について</p> <p>①避難所での情報源</p> <p>②防災士の配置率について</p> <p>③住民が自主運営を行う指定避難所数</p> <p>④駐車場の確保</p> <p>2. 防災対策について</p> <p>①防災士を生かす取組み</p> <p>②防災ライブカメラの増設</p> <p>③本耶馬溪青地区の浸水被害について</p> <p>3. 熱中症対策について</p> <p>①今夏、熱中症の疑いで緊急搬送された消防署別の人数と対前年度比は</p> <p>②熱中症警戒アラートについて市のガイドラインは</p> <p>③市内小中学校での暑さ指数計による把握は</p> <p>④小中学校のエアコン設置状況は</p> <p>⑤自転車通学時でのヘルメット着用について</p> <p>4. 耶馬溪アクアパークについて</p> <p>①年間利用状況</p> <p>②浮き桟橋の定期点検は</p> <p>③ナイター設備の新設は</p> <p>④宿泊施設との連携した取り組みは</p> <p>⑤料金体系の考え方について</p> <p>⑥繁忙期での事務スタッフの増員は</p> <p>⑦今後の施設運営の方向性</p> | 市 長<br>教 育 関 係 者 |

令和5年第3回定例会 一般質問通告書

| 順位 | 議席  | 氏名     | 質問の要旨   | 答 弁 者                    |
|----|-----|--------|---|--------------------------|
| 19 | 14番 | 三重野 玉江 | <p><b>1. 未来を担う子どもたちの生きる力を育むために</b></p> <p>①子どもたちへのキャリア教育について</p> <p>②命の大切さ、愛する心、思いやりを育む教育について</p> <p>③学校教育における主権者教育について</p> <p><b>2. 自治会・町内会等のDX推進を</b></p> <p>①若い世代に負担にならない連絡ツールの導入や回覧板のデジタル化の考えは</p> <p>②デジタルデバイドの解決策は</p> <p><b>3. 災害の準備はできることから</b></p> <p>①新たな災害対策、避難所の見直しや地域での共有を</p> | 市長<br>教育<br>関係<br>長<br>者 |

# 10月 教育委員会行事予定表

| 日・曜    | 時間    | 催し物  | 場所                         | 主催・担当課等     | 出席依頼者 |
|--------|-------|--|----------------------------|-------------|-------|
| 1日(日)  |       | 小幡記念図書館移転30周年記念事業<br>・「小幡記念図書館の歴史」パネル展示(～28日)<br>・30年間の「ベストリーダー30」(～30日)<br>・販売図書の紹介コーナー(～30日) | 小幡記念図書館                    | 小幡記念図書館     |       |
|        | 10:00 | 第13回職人フェスティバル  | 日の出町商店街ほか                  | 社会教育課       |       |
| 2日(月)  | 11:00 | おはなし会(幼児向け)  | 小幡記念図書館視聴覚室                | 小幡記念図書館     |       |
| 3日(火)  |       |  |                            |             |       |
| 4日(水)  |       | 運動会  | 沖代小・山口小                    | 学校教育課       |       |
| 5日(木)  |       | 運動会  | 南部小・和田小                    | 学校教育課       |       |
| 6日(金)  |       | 運動会  | 北部小・豊田小・小楠小・鶴居小・大幡小・三保小・樋田 | 学校教育課       |       |
| 7日(土)  | 10:00 | 縄文体験学習会  | 道の駅なかつ                     | 歴史博物館       |       |
|        | 14:00 | 上映会(一般)「流浪の月」  | 小幡記念図書館視聴覚室                | 小幡記念図書館     |       |
| 8日(日)  |       |  |                            |             |       |
| 9日(月)  |       |  |                            |             |       |
| 10日(火) |       |  |                            |             |       |
| 11日(水) |       |  |                            |             |       |
| 12日(木) |       |  |                            |             |       |
| 13日(金) |       |  |                            |             |       |
| 14日(土) | 13:30 | 長谷川義史絵本原画展ワークショップ「シルクスクリーンでオリジナルバッグをつくろう」  | 歴史博物館                      | 歴史博物館       |       |
|        | 14:00 | 上映会(児童)「おしりたんてい19」   | 小幡記念図書館視聴覚室                | 小幡記念図書館     |       |
| 15日(日) | 14:00 | 小幡記念図書館移転30周年記念講演会「絵本で子どもたちに伝えたいこと」  | 小幡記念図書館研修室                 | 小幡記念図書館     |       |
| 16日(月) | 11:00 | おはなし会(幼児向け)  | 小幡記念図書館視聴覚室                | 小幡記念図書館     |       |
|        | 14:00 | 第5回定例校長会議  | 市役所研修室                     | 学校教育課       |       |
| 17日(火) | 9:00  | みんな活躍授業巡回指導  | 小中学校                       | 学校教育課       |       |
|        | 12:30 | 赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」  | 三光コミュニティセンター               | 小幡記念図書館     |       |
| 18日(水) | 10:00 | あかちゃんタイム   | 小幡記念図書館                    | 小幡記念図書館     |       |
|        | 11:00 | 赤ちゃんおはなし会  | 小幡記念図書館視聴覚室                | 小幡記念図書館     |       |
|        | 13:00 | みんな活躍授業推進ブロック校内研   | 今津中                        | 学校教育課       |       |
| 19日(木) |       |  |                            |             |       |
| 20日(金) |       | 運動会  | 三保幼                        | 学校教育課       |       |
|        | 12:00 | ヒューライツフォーラム  | 中津文化会館                     | 社会教育課、学校教育課 |       |
| 21日(土) | 9:30  | ヒューライツフォーラム  | 各会場                        | 社会教育課、学校教育課 |       |
|        | 14:00 | 美術鑑賞講座「美術のすすめ」   | 小幡記念図書館                    | 歴史博物館       |       |
| 22日(日) |       |  |                            |             |       |

# 10月 教育委員会行事予定表

| 日・曜    | 時間    | 催し物                             | 場所          | 主催・担当課等 | 出席依頼者 |
|--------|-------|---------------------------------|-------------|---------|-------|
| 23日(月) | 11:00 | おはなし会(幼児向け)                     | 小幡記念図書館視聴覚室 | 小幡記念図書館 |       |
| 24日(火) |       | 運動会                             | 鶴居幼         | 学校教育課   |       |
| 25日(水) |       | 運動会                             | 北部幼         | 学校教育課   |       |
| 26日(木) |       | 運動会                             | 沖代幼         | 学校教育課   |       |
| 27日(金) |       | 運動会                             | 南部幼・和田幼     | 学校教育課   |       |
|        |       | 秋の読書週間イベント(～11月9日)              | 中津市立図書館     | 小幡記念図書館 |       |
|        | 11:00 | 「図書館バックヤードツアー」                  | 小幡記念図書館     | 小幡記念図書館 |       |
|        | 13:30 | 定例教育委員会                         | 教育委員会室      | 教育総務課   | 教育長他  |
| 28日(土) | 11:00 | 長谷川義史絵本原画展「絵本の読み聞かせ」※2回目:14:00～ | 歴史博物館       | 歴史博物館   |       |
|        | 14:00 | 上映会(児童)「ふしぎ駄菓子屋銭天堂8」            | 小幡記念図書館視聴覚室 | 小幡記念図書館 |       |
| 29日(日) |       |                                 |             |         |       |
| 30日(月) | 11:00 | おはなし会(幼児向け)                     | 小幡記念図書館視聴覚室 | 小幡記念図書館 |       |
| 31日(火) |       |                                 |             |         |       |